

仕 様 書

1 件名

(仮称) 樹木管理システム構築業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

港区指定場所

4 目的

本業務は、発注者が所有する街路樹管理に係る様々な情報やデータ（個体情報、作業履歴、樹木診断情報等）を、体系的かつ一元的に管理できる内部管理用システムの構築とデータ登録を行い、安全かつ効率的に維持管理をできるようにすることを目的とする。

また、本業務で構築する内部管理用システムは、将来的に構築予定である区民及び歩行者等が街路樹情報を閲覧できる外部公開用システムとの連携を見据えたものとし、樹木ごとに付与する識別情報（二次元コード等）を活用した外部公開への展開が可能となるデータ構造及びシステム構成を確保するものとする。

5 基本方針

- (1) 街路樹の個体情報、作業履歴、樹木診断情報など、街路樹管理に関連する情報・データを一元管理できる内部管理用システムを構築する。
- (2) システムは長期的に使用できるものであり、データ入力や更新は、特定の事業者しかできないものではなく、都度、区職員でも簡単にできるものとする。
- (3) システムには同時に複数人がアクセスでき、最新のデータがユーザー間で共有できるものとする。また、区職員の外、委託事業者等も利用するため、ユーザーによってアクセス権限や更新権限が設定できるものとする。
- (4) 本業務にて、発注者が保有するデータをシステム上に登録する。
- (5) 将来的に構築を予定している外部公開用システムとの連携を見据え、必要なデータを容易に抽出・連携できるデータ構造及びシステム構成とする。
- (6) 本業務にて構築する内部管理用システム及び将来的に構築を予定している外部公開用システムは、クラウドサービスでの構築を想定している。

6 システム稼働要件

(1) 職員端末

ア 端末仕様

メーカー	Lenovo
機種	ThinkPad X13 2-in-1 Gen5
OS	Windows 11 Pro 64bit (日本語版)
CPU	インテル® Core™ Ultra 5 プロセッサー 125U
RAM	16GB
SSD	256GB ソリッドステートドライブ (M.2 PCIe NVMe, Gen4, TLC, OPAL2.0)

画面サイズ	13.3 型(1920x1200)
Office	Office 365 Apps 64bit デスクトップ版(C2R)
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome
開発プラットフォーム	.NET Framework 4.8、.NET Framework 3.5

イ 端末のネットワーク

端末はインターネット接続系又は LGWAN 接続系を利用してサインインする。
ゼロトラストが導入され、生体認証により個人と紐づけられる。

(2) 委託事業者端末

職員端末と同程度を基本とする。ただし、スマートフォン及びタブレット等の使用を妨げないものとする。

7 業務内容

本業務は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）において受注者が作成した提案書に基づく樹木管理システムにおけるシステムの設計、構築、テスト、ネットワーク整備、マニュアル整備、操作研修、データ移行を実施する。

受注者は発注者の指示に従い構築を行うとともに、定められた成果品を完成させるための作業を行う。

本業務で委託する範囲は、以下に示すとおりとする。

(1) プロジェクト管理

ア プロポーザル時に提案したスケジュール、体制及び役割、成果品、プロジェクト管理方法（品質管理、進捗管理等）、会議体、コミュニケーションルール等を定めたプロジェクト計画書に基づき、発注者との協議のうえプロジェクト管理を実施する。

イ 契約締結後、速やかに本委託の実施体制並びにプロジェクトを効果的に推進するためのプロジェクト計画書を定め、発注者への報告、説明を行う。

ウ プロジェクト管理に必要な作業進捗報告等の報告書を定期的に提出する。

エ 各作業工程の実施内容、課題・問題の発生状況等を取りまとめ、定期的に会議を主催し、発注者に報告する。

(2) 内部管理用システム構築

ア システム構築の検討

発注者の街路樹管理の現状を把握し、システムに導入すべき項目を検討する。また、適切に更新の情報が反映されるよう、システム利用及び運用のルールを検討する。

イ システム構築

検討した内容に基づきシステム構築、設定を行う。

ウ データ登録

発注者が保有する以下のデータをシステムに登録する。

参考資料：別紙 1 「発注者が保有するデータ（例）」

- ・令和 7 年度実施 街路樹診断結果一覧（Excel）：約 5,200 本

（街路樹の位置情報は図面から手動で取得し、必要に応じて現地調査を行うこと）

- ・令和 7 年度実施 診断カルテ（樹木点検及び街路樹診断）（Excel・PDF）：約 5,200 本

- ・令和7年度実施街路樹診断以降の植替え、伐採・伐根等の更新記録
剪定、伐採等の苦情処理・対応記録（Excel・PDF）：300件程度を想定
（依頼日・路線番号・樹木番号・樹種・依頼内容・対応日・対応記録等）

エ テスト

システムテストから運用テストまでのシステム動作確認に係るテスト計画書を作成し、発注者の承認を得る。また、テスト計画書に基づく各種テストを実施し、テスト結果報告書を作成する。

（3）操作研修会の実施

システム運用開始に向けて、システム操作を習得させるために、区職員及び委託事業者を対象としたシステム操作マニュアルを作成のうえ、システム管理者・委託事業者それぞれに対する操作研修会（4回）を実施する。

（4）内部管理用システム試行開始に伴う運用支援

システム使用者（区職員及び委託事業者）からの問合せに対応すること。

また、発注者からの指示に基づき、街路樹に対する作業情報をシステム上に登録すること。30件程度を想定する。

（5）内部管理用システムの導入後検証

システムの課題や運用方法の見直しを行うため、システム使用者（区職員及び委託事業者）に対してアンケート調査を実施し、意見要望を把握すること。意見要望を踏まえ、必要に応じてシステム上の項目や運用方法の見直しを行うこと。

（6）打合せ

打合せは8回を想定とする。

（7）報告書作成

上記内容を報告書として取りまとめる。

8 スケジュール

項番	項目	スケジュール
1	計画準備	令和8年12月
2	内部管理用システム構築	令和9年1月～令和9年9月
3	操作研修会実施	令和9年10月
4	内部管理用システム試行開始に伴う運用支援	令和9年10月～令和10年3月
5	内部管理用システムの導入後検証 （内訳）アンケート調査 システム見直し	令和9年10月～令和10年3月 令和9年12月～令和10年1月 令和10年2月～令和10年3月

9 システム調達範囲

本調達の範囲は以下のとおり（表中○が今回受注者の調達範囲）。

項番	調達対象	調達範囲	
		構築	運用・保守
1	業務アプリケーション （パッケージライセンス含む。）	○	○
2	ネットワーク回線	発注者で用意	
3	PC、プリンタ等	発注者で用意	

10 システムの機能要件

本調達に機能要件は別紙 2「機能要件表」のとおりとする。

11 システムの非機能要件

本調達に非機能要件は別紙 3「非機能要件表」のとおりとする。

12 業務実績要件

過去 5 年以内に国または地方公共団体における、以下の 2 つの業務実績を有すること。

- ・ 樹木管理に係るシステム構築業務
- ・ 道路、公園その他公共施設の台帳管理システム構築業務

13 資格要件

- (1) 業務責任者は、PMP(プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル)または経済産業省が認定する情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャの資格を有すること。
- (2) 主たる業務担当者は、上記業務実績を有すること。

14 作業実施時の遵守事項

(1) 体制

- ア 本業務を実施するに当たって、発注者との窓口になる受注者側の責任者 1 名を指定する。受注者と発注者との間での貸与資料等の受渡しや返却及び受注者から発注者への各種報告、発注者から受注者への各種報告・指示等は、本責任者との間で実施する。
- イ 受注者は本業務に従事する者を限定するとともに、氏名、所属、連絡先を記載した名簿及び個人情報保護に関する誓約書を契約締結後、速やかに発注者に提出するとともに、個人情報取扱に関する研修の実施と書面による報告を行うこと。
- ウ 原則として、業務を履行するメンバーは固定すること。メンバーを交代する場合は、発注者の承諾を得たうえで異動名簿を速やかに提出すること。

(2) 作業の進め方

- ア 本件作業を進めるに当たり、原則として、プロポーザル時に発注者が提案した資料の内容を基本要件とし、契約締結後速やかにプロジェクト計画書を作成して発注者と打合せを実施すること。ただし、発注者と受注者の協議により合意を得られた場合、これを変更する場合がある。
- イ 契約日から契約完了日（成果品の納品完了）までの期間に必要となる物品及び役務等は、全て受注者の負担と責任において、供給・実施すること。
- ウ 受注者は、本業務実施に当たり、進捗・課題管理・リスク・仕様変更・品質等に係る受注者側のプロジェクト管理を適切に実施し、定期的に一定の様式を定めて発注者に報告、承認を得ること。
- エ 受注者と発注者との打合せは対面又は Microsoft Teams でプロジェクト計画書に基づき定期的に実施することとし、受注者は原則として 3 営業日以内に議事録を作成し、発注者に提出すること。
- オ 業務履行期間中に法令等の改正や性能を向上させるための技術的な指針等の改訂が実施された場合、発注者と協議の上、迅速に対応すること。

カ 受注者は、設計書等のレビュー、仕様上・設計上発生する問題点の検討・協議・調整等の実施と関連する会議への参加等、必要な作業を行うこと。

15 成果品の提出

受注者は、履行期間内に以下の成果品を提出すること。

成果品は、Microsoft Office で開くことができる形式で作成し、電子データ（DVD-R又はCD-R）1部、A4サイズに印刷したものを1部提出する。納品後、発注者において変更が可能となるよう、図表等の元データも併せて提出すること。

	納品物名称	内容	納期
1	プロジェクト計画書	要件定義からシステム稼働までの各フェーズの作業項目と実施時期・期間を現したスケジュール及び作業項目と内容、作業体制・役割、成果品、プロジェクト管理方法（品質管理、進捗管理等）、会議体、コミュニケーションルール等を記載した計画書	プロジェクト計画承認時
2	品質管理各種報告書	品質が十分確保されていることを示す品質管理の報告書	各工程完了判定会議時
3	進捗報告書	プロジェクトの進捗報告書 （進捗はできるだけ定量的な数値で行い、スケジュールとの乖離が日数レベルで把握できるようにすること）	定例会時
4	課題管理表	プロジェクトの進行に当たり発生した課題の内容や、解消までの経過・対応の管理表	定例会時
5	要件定義書	機能要件を取りまとめた定義書	要件定義工程完了時
6	基本設計書 詳細設計書	要件定義に基づいた機能要件を反映した機能仕様、外部設計仕様等を記載した設計書	基本設計工程完了時
7	テスト計画書	システムテストから運用テストまでの計画書	テスト計画承認時
8	データ移行計画書	システムのデータ移行概要、実施スケジュール、作業項目と作業内容、成果物、役割分担、移行方式等を記載した計画書	データ移行計画承認時
9	システム環境構築計画書	システムの環境構築を行う上で必要となる作業項目と内容、役割分担、スケジュール、成果物等を記載した計画書	システム環境構築計画承認時
10	マニュアル	・ 職員向けシステム操作マニュアル ・ 管理者向けシステム操作マニュアル	操作研修開始時
11	研修関連資料	・ 研修計画書 ・ 研修テキスト ・ 研修結果報告書	研修工程完了時

12	データ移行関連資料	・ 移行リハーサル結果報告書 ・ 本番移行結果報告書 ・ システムに登録した最終データ一式 （発注者が再利用可能な CSV、Excel その他汎用形式とする）	データ移行工程完了時
13	マスタ・パラメータ 設定書	システムのデータベースレイアウト等 のデータ仕様を記載した設計書	データ移行工程完了時
14	障害対応手順書	障害発生時の対応を明確にした手順書	新システム稼働時
15	打合せ議事録	各種打合せの議事録	打合せ後 3 営業日 以内
16	完了報告	完了報告書及び契約期間内に作成した 資料等一式を格納した電子データ	令和 10 年 3 月 31 日

16 支払方法

契約代金は、すべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

17 受注者の責務等

- （１）受注者は、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- （２）受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- （３）受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- （４）受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- （５）受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- （６）受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- （７）受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- （８）受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成 9 年港区条例第 42 号）第 9 条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- （９）受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- （10）受注者は、導入する製品・サービスについて、別紙 4 「クラウドサービスの利用に関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

18 環境により良い自動車利用

- （１）本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 16 日改正 28 環改車第 790 号）」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

19 著作権の取扱い

本業務の成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。ただし、受注者が、この契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書、資料およびコンピュータ・プログラム、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は受注者に留保するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用権を受注者に留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号または第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

20 その他

- (1) 受注者はシステムサポート及び異常等の連絡を受けた場合、速やかに保守業務を行うこと。
- (2) 発注者は前項の適用を行うにあたり、可能な限り復旧に必要な情報をあわせて提供すること。
- (3) 受注者は問い合わせ等の回答を明らかにするとともに、速やかに報告すること。
- (4) 保守業務を実施したときは、その状況について速やかに原則として書面で報告すること。
- (5) 受注者はデータの消失、またはシステムの運用不能につながる可能性のある故障等を発見した場合、緊急に対策処置をするほか、応急処置について発注者に連絡すること。
- (6) 保守業務の受付時間及び方法について、変更があるときは速やかに連絡すること。
- (7) ソフトウェアについては製造業者が合併、または吸収された場合においても、契約期間中に限り保守業務を行うこと。

- (8) 本仕様書に定めのない事項で、保守業務に必要な事項については別途協議するものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じた場合は、本件業務の目的を達成できるよう発注者と協議し、その指示に従うこと。

21 仕様書別紙

別紙 1 「発注者が保有するデータ（例）」

別紙 2 「機能要件表」

別紙 3 「非機能要件表」

別紙 4 「クラウドサービスの利用に関する特記事項」

22 担当

港区 街づくり支援部 土木課 土木計画係

電話（代）03-3578-2111 内線 2230 ファクシミリ 03-3578-2369